

第二十五条 法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定重点推進計画（法第八十一条第六項の規定により認定を受けた重点推進計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一を次のように改め、同様式を別記様式第一の「とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式1の1（第2条関係）

年月日

内閣総理大臣 殿

施設管理者の氏名 印

福島避難解除等区域等生活環境整備事業実施の要請について

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条第1項及び第17条の16第1項並びに福島復興再生特別措置法施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記の生活環境整備事業の実施を要請します。

記
(事業名)

別記様式1の2（第2条の2関係）

特定復興再生拠点区域復興再生計画認定申請書

年月日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域都市町村の長の氏名 印

福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画について認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、同法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第17条の2第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定復興再生拠点区域復興再生計画

作成主体の名称：

- 1 特定復興再生拠点区域の区域
- 2 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標
- 3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

- 4 土地利用に関する基本方針
- 5 産業の復興及び再生に関する事項
- 6 道路その他の公共施設の整備に関する事項
- 7 生活環境の整備に関する事項
- 8 土壌等の除染等の措置（法第17条の2第1項第1号に規定する土壌等の除染等の措置をいう。）、除去土壌の処理（同条第2項第8号に規定する除去土壌の処理をいう。）及び廃棄物の処理（同号に規定する廃棄物の処理をいう。）に関する事項
- 9 その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

別記様式1の3（第2条の3関係）

特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定申請書

年月日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域都市町村の長の氏名 印

年月日付けて認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。
3 福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置」の文字を、福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び」の文字を抹消してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二第一項第一号及び第二項第八号の規定に基づき、復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
環境大臣 山本 公一